

# あなたの家には 住宅用防災(火災)警報器は設置されていますか!?

住宅火災による死者数が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70%は逃げ遅れとなっています。

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、全ての一般住宅等にも「住宅用防災(火災)警報器」の設置が義務付けられました。

## 【設置基準】

- 新築住宅：平成18年6月1日から設置が義務付けられました。
- 既存住宅：平成23年5月31日までに設置が必要ですよ。

## 【設置場所】

- 全ての就寝の用(寝室)に供する居室で、次の各部分に設置が必要です。
- ①平屋建の場合：寝室のみ設置。
  - ②2階建住宅の場合：2階に寝室がある場合は、寝室と2階の階段に設置。
  - ③3階建住宅の場合：1階に寝室がある場合は、寝室と3階の階段に設置。1階、2階及び3階に寝室がある場合は、寝室と2階及び3階の階段に設置。

④上記①～③に該当しない階で、7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下が無い場合は階段)に設置。  
※警報器は寝室の数に応じて設置が必要です。寝室については天井又は壁面に設置、階段は踊り場の天井又は壁面に設置します。また、台所等の火気使用場所への設置義務はありませんが、自主的に設置しておく目安です。

## 【住宅用火災警報器の概要】

- 煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。
- 電池タイプとAC100Vタイプがあります。
- 電池が少なくなると警報音が鳴ります。新しい電池と取り替えてください。
- ※購入すると、日本消防検定協会



「NSマーク」のあるものが安心です。

## 【基準の特例】

消防法令の想定していない

ような高性能で特殊な警報器や、消火設備等が設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用警報器等又はこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

(適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。)

◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災(火災)警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用火災(火災)警報器は、クーリングオフの対象です。

## 問い合わせ

仁淀消防本部

☎ 893-3221

住宅用火災警報器相談室

☎ 0120-565-911

悪質な訪問を受けた場合には、仁淀消防本部へ連絡してください。

## 事業主の皆さんへ 高知県次世代育成支援企業認証を取得しませんか?



急速に進む少子化が大きな社会問題となつていきます。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されています。次世代を担う子どもたちを健全に育むためには、企業の取組が欠かせません。

高知県では、子育て支援に取り組み企業を認証し、その取組を支援しています。

制度の詳細は、下記までお問い合わせください。又は、課のホームページをご覧ください。



<問い合わせ> 高知県 商工労働部 雇用労働政策課 労政担当

〒780-8570 高知市丸の内1-2-20 ☎ 823-9763(直通) ☎ 823-9277

(E-mail) 151301@ken.pref.kochi.lg.jp (HP) http://www.pref.kochi.jp/~koyou/

※認証企業はこのマークを使用することができます。

## お礼

いの町枝川784番地10  
池 政幸様から  
故池 蝶様香典返しとして、多額のご寄付をいただきました。

仁淀清流苑

4月29日、天理教伊野大教会の方々により、仁淀川桜堤の草刈り、清掃をしていただきました。  
暑い中、早朝から多数の方に参加いただき、ありがとうございました。

建設課



紙上をもちまして、厚くお礼申し上げます。